

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4階

法人が保有する暗号資産の税務上の取り扱い

Q わが社は多額の暗号資産を保有しておりますが、税務上の取り扱いはどうしたらよいのでしょうか？決算の時に時価に置き換える必要はあるのでしょうか？

解説

法人が暗号資産を期末に保有している場合は、時価に換算替えして、翌期首に洗い替えをします。

1. 暗号資産の取得価額

暗号資産を購入した場合、その暗号資産の**購入価額に購入手数料などを加算した金額**とします。

※なお、消費税の課税事業者が暗号資産の購入代価 200 万円、手数料 1100 円（税込）を払った場合は、取得価額は基本的に 200 万円 + 1000 円 = 2,001,000 円となります。

2. 暗号資産の期末時価評価

法人が期末において有する暗号資産で市場が存在するものについては、基本的に**時価法**により評価した金額をもってその時における評価額とします。なお、その評価損益は、その事業年度の益金の額または損金の額に算入する必要があります。また、この評価損益は、**翌事業年度で洗い替え処理**をします。

3. その他の取り扱い

①暗号資産の譲渡損益の計上時期

暗号資産の売却等に係る**契約をした日（約定日）**で益金又は損金の額に算入します。

②消費税の取り扱い

暗号資産の譲渡については消費税は**非課税**となります。

③給与等の支払い

給与等を暗号資産で支給した場合は、**支給時の時価で源泉徴収**をする必要があります。

要するに…

法人が暗号資産を保有している場合、毎期末に**時価に評価替え**をして、その評価損益を認識しますが、翌期に**洗い替え**をして取得価額に戻します。個人が保有している暗号資産については、期末の時価への評価替えをする必要はなく、何の手続きも不要です。